

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入れ等をしている者	住所	東京都練馬区●●-●-●
	氏名	国税 太郎
住宅借入金等の内訳	住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	39,500,000 円
	当初金額	令和 4 年 8 月 1 日 40,000,000 円
償還期間又は賦払期間	令和 4 年 8 月から の 35 年 0 月間 令和 39 年 8 月まで	
居住用家屋の取得の対価等の額 又は増改築等に要した費用の額	40,000,000 円	
(摘要)		

租税特別措置法施行令第26条の2第1項の規定により、令和 4 年 12 月 31 日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断熱改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和 4 年 12 月 25 日

(住宅借入金等に係る債権者等)

所在地 東京都千代田区大手町●-●

名称 サンプル銀行

(事業免許番号等

0011)

【参考事項等】

債権者等の法人番号

債権者等の支店名等

連絡先

番号

発行回数

その他

<参考> 個人住民税の住宅借入金等特別税額控除制度について

平成21年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額(特定増改築等に係るものを除きます。)がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

